

# あなたを支える 「契約家族<sup>®</sup>」 生前契約



遺体安置施設・貸会場・24時間コールセンター

りすセンター・新木場

 0120-373-959



- ・遺体搬送 ・遺体安置
- ・葬儀等のアドバイス  
(葬儀の企画や葬儀業者選び等)
- ・貸会場 (ホール)
- ・夜伽部屋 (和室)
- ・24時間 365日コールセンター



Ai (死亡時画像診断) 施設

Aiセンター・新木場

 0120-980-235



任意後見・生前契約受託機関

**NPOりすシステム**

E-mail [liss-system@seizenkeiyaku.org](mailto:liss-system@seizenkeiyaku.org)

URL <http://www.seizenkeiyaku.org/>

りすシステム



お問い合わせなどはこちらへ

 0120-889-443

目次	身近にあるお困りごとをりすシステムがサポートします	2
	家族の役割 りすシステムのサポート内容	3
	りすシステムの5つの安心 生前契約のパイオニア	4-5
	生前契約のしくみ	5
	契約家族 <sup>®</sup> になるために	6-7
	死後事務の内容例	8-9
	生前事務の内容例	10-11
	「私のおぼえがき <sup>®</sup> 講座」で決めていくこと・確認すること	12-13
	サポート利用までの手順	14
	契約完了までに必要な費用・預託金/年会費/契約後、依頼する事務に応じて必要となる費用	15
	定期刊行物、誕生日カード、確認シート、見守り訪問	16
	各種イベント・相談会	17
	あなたを支える契約家族 <sup>®</sup> の姿	18
	NPOりすシステム りすシステム関連団体	19
	注意事項	20-21
	全国に広がるりすシステムのネットワーク	22-23

発行：2021年8月

任意後見・生前契約受託機関 **NPOりすシステム**

ケース 1

●Aさん夫妻 夫78歳 妻76歳

「高齢者住宅」に入居することにしたが、「身元引受保証人」が必要と言われた。子どもはおらず、甥や姪に迷惑をかけたくない。



ケース 2

●Bさん 女性 65歳 独身

最近「終活」を始めた。親戚には頼らない・お葬式なし・散骨という、死後の希望をかなえてほしい。



身近にあるお困りごとを  
りすシステムがサポートします！

ケース 3

●Cさん 男性58歳 独身

来月心臓の「検査入院」をすることになった。病院から付き添いや保証人が必要と言われたが、頼める人がいない。



ケース 4

●Dさん 女性42歳 独身

就職先が見つかったが、家族とは疎遠なため、「身元引受保証人」を頼みづらい。



ケース 5

●Eさん 男性64歳 独身

もうすぐ定年。念願の「長期滞在の海外旅行」を計画しているが、国内の連絡先がない。留守宅のことも心配。



ケース 6

●Fさん夫妻 夫85歳 妻82歳

妻は要介護3でいわゆる「老老介護」。子どもは海外にいるので、何かあったときかけつけてくれる人が必要。



死後

- ★ 病院等へご遺体のお迎え、安置、葬儀の手配と実施
- ★ 納骨・散骨の手続き、立ち会い
- ★ 住居・家財の片づけ、退去手続き
- ★ 年金・保険、ライフライン等の停止・解約手続き
- ★ 関係者への死亡の連絡 他

家族の役割  
りすシステムの  
サポート内容



生前・後見

- ★ 急な病気・けがの時の通院の付き添い
- ★ 病状の説明を聞く、手術の立ち会い
- ★ 外出・旅行付き添い
- ★ 身元引受保証人や緊急連絡先の受託
- ★ 老人ホーム等への住み替えの相談、施設見学の付き添い
- ★ 引越しや家の片づけ、不動産の売却等の相談・支援
- ★ 墓じまいの相談・支援
- ★ 認知症等で判断力が低下した際の任意後見人受託 他

その他、自分一人では解決できないことは  
りすシステムにご相談ください

※業務はりすシステム監理のもと、必要に応じて協力団体に依頼します。

# りすシステムの5つの安心

## — 生前契約のパイオニア —

りすシステムのりす (Liss) は Living・support・service (生活支援サービス) の略称です。核家族化や少子高齢化が進み「家族の役割」を担うことを、もやいの会(19ページ参照) 会員から求められ、1993年10月、日本で初めて生前契約を受託する法人として発足。以来「契約家族®」契約の先駆けとして、多くの方々をサポートしてきました。

### 1 公正証書による契約

りすシステムの契約は「公正証書」を主とした契約です。公正証書とは公証人(法務大臣が任命した特別な公務員)が作成する公文書です。生前契約は、その人の生涯にわたる大切な契約ですから、証明力と信頼性に優れた公正証書による契約をしておくことで、いざというとき、りすシステムが依頼されたことを確実に実行します。

### 2 決済機構

NPO日本生前契約等決済機構(略称: 決済機構)は、生前契約のしくみに賛同した裁判官や検察官経験者、弁護士などの法律家から構成され、りすシステムが契約通りのサービスをしているかをチェックします。また、利用者からお預かりする預託金(以下参照)を管理し、りすシステムの行った生前や死後の仕事の内容を確認した上で、その費用を預託金から支払います。

### 3 預託金

預託金とは、いざというときに備えて、あらかじめ準備しておくお金です。例えば、急な入院で自分で入院費等が支払えない場合、りすシステムがいったん立て替え払いし、後日預託金から精算させていただきます。(預託金はいつでも補充できます) 万一お亡くなりになった場合にも、預託金から必要な費用を支払っていきます。預託金の管理は決済機構が行います。

### 4 万一、認知症になっても大丈夫

90代の3人に2人が認知症になるといわれています。超高齢社会を迎えた日本では誰もがそのリスクを抱えています。また脳障害等で突然寝たきりになることも。そんな事態に備えるのが「任意後見契約」です。将来、判断力が低下したときのために、りすシステムが自分の後見人になるように予約しておく契約です。万一認知症等になっても安心して生活を送ることができるよう、サポートしていきます。

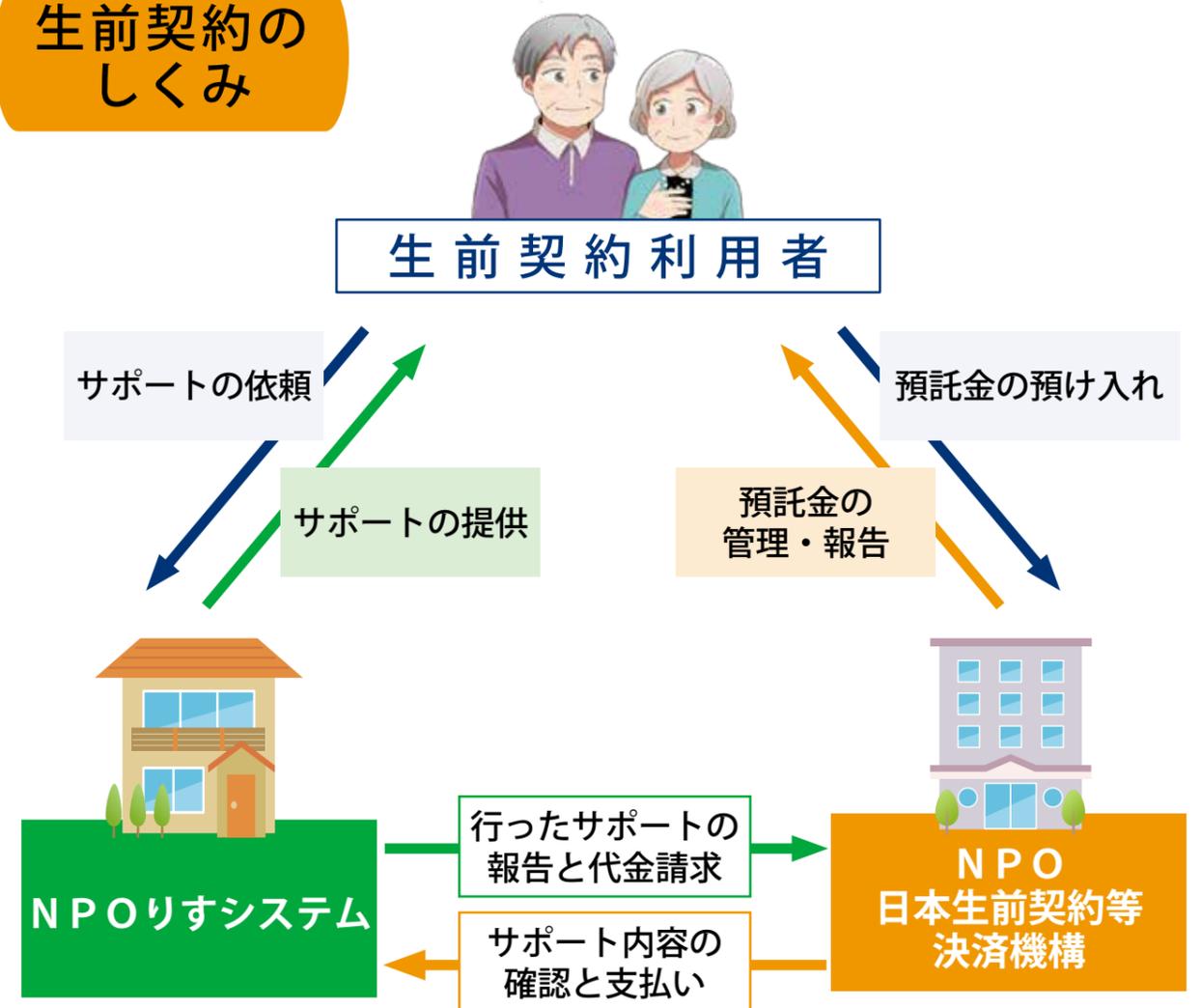
### 5 24時間365日つながります

いざというときは、いつやってくるか分かりません。「りすセンター・新木場」に設置している緊急コールセンターは24時間365日つながります。必要に応じてりすシステムのスタッフが緊急事態に対応します。



りすセンター・新木場

### 生前契約のしくみ



# 契約家族<sup>®</sup>になるために

自立した生活を送っているときから、判断力が低下したとき、そして死後に至るまで、りすシステムがしっかりと支援を続けられるよう、各種の「契約」を結びます。「契約」があることで、りすシステムが「家族」の役割を担うことが可能になります。

※死後の契約がなければ「生前事務委任」「任意後見」契約は結べません。また「生前事務委任」と「任意後見」の契約はセットです。それぞれを単独で契約できません。  
※保証業務などのサポートが必要な場合、1～5の全ての契約が必要です。死後事務のみの契約も可能ですが、お亡くなりになったことをりすシステムに知らせていただく必要があります。

## 1 「生前契約基本契約」

### 2 「生前事務委任契約公正証書」

日々の暮らしの中で「こんなことをしてほしい」という依頼に応じてサポートが受けられる契約です。生活支援、身元引受保証などをお引き受けしています。

### 4 「遺言公正証書（死後事務費用）」

死後事務委任契約、「私のおぼえがき<sup>®</sup>」にもとづいて、その費用を決済機構に遺贈（死後に贈与）し、りすシステムへの支払いを委託する内容です。

サポート  
開始

生前事務

死後事務

#### 自立

- 入居保証
- 入院保証
- 通院付き添い
- 買物付き添い
- 旅行付き添い
- 就職保証

#### フレイル<sup>※</sup>

- 入居保証
- 手術立ち会い
- 入院保証
- 外出付き添い
- 入院付き添い

#### 後見

- 生活・療養看護
- 財産管理

#### 身体

- 遺体搬送
- 火葬・納骨

#### 荷物

- 部屋の片づけ
- 不用品の処分

#### 社会関係

- 儀式・お別れ会など
- 年金保険の停止・解約手続きなど
- 住居の返還手続き

#### 遺産

遺産相続などはサポート対象外となりますが  
必要な方はご相談ください

生前契約の  
サポート範囲

### 3 「任意後見契約公正証書」

認知症になるのか、ならずに生涯を終えるのかは分かりません。判断力が著しく衰えたときに備え、任意後見人として、りすシステムを指名しておく契約です。長い高齢期を豊かに、楽しく、安心して生きていただくための契約です。

※フレイル…人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気になるまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼びます。  
（東京都医師会HPより）

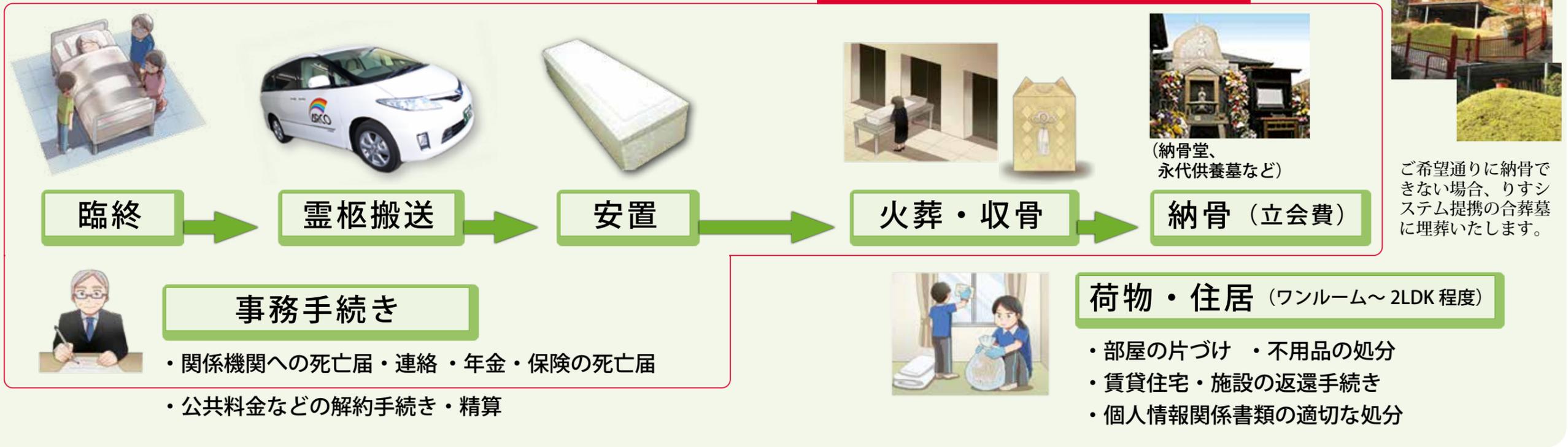
### 5 「死後事務委任契約」

死亡した後、死後の様々な仕事や「私のおぼえがき<sup>®</sup>」の内容を、りすシステムが実施することができるようにしておく契約です。

# 死後事務の内容例

## 標準的な死後事務

価格変動などへの対応分を含め、およそ100万円程度です。(基本50万円を含む)  
死後事務完了後に精算し、余剰金をご指定の方へ返金します。



## その他の死後事務

〈別途費用が必要です〉

**葬儀・告別式**

棺、祭壇、死装束、供花

**宗教儀礼**

読経、戒名の授与

**納骨**

石工の手配  
遠隔地への納骨

**ペットの処遇**

**荷物・住居**

- ・荷物が多い場合
- ・エレベーターなしの場合など

**デジタル記録の消去**

**撒骨**

# 生前事務の内容例

りすシステムでは、生活の中で1人では解決できないことをお手伝いします。身元引受保証や各種の生活支援、また、認知症等で判断力が低下した後は、りすシステムが任意後見人となって生活をサポートします。

※サポートを受ける際は費用がかかります。15ページを参照ください。

## 保証に関すること



身元引受保証や  
緊急連絡先の受託



入院・手術の立ち会い



病状説明に同席



医療上の判断の支援



就職の  
身元引受保証



## 日常生活・療養看護



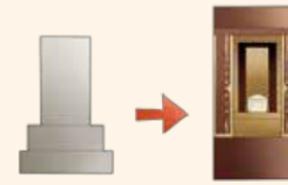
通院の付き添い



セコムによる  
日常生活の見守り



介護認定の立ち会い  
ケアプランの作成



墓の管理・掃除  
墓じまいの相談・支援



高齢者施設等への  
住み替えの相談  
施設見学の付き添い



引越しや家の片づけ  
不動産の管理、売却等の  
相談・支援



外出・旅行・買物  
付き添い



親族の生活支援



認知症等で判断力が  
低下した際の  
任意後見人受託

# 「私のおぼえがき®講座」で 決めていくこと・確認すること

「私のおぼえがき®講座」では、「私のおぼえがき®」の作成をお手伝いします。ここに、亡くなった後、生きている間に、りすシステムに託したいことを記載していただきます。「私のおぼえがき®」の内容はいつでも変更できます。サポート時は最新の日付のものを使用します。

## 亡くなった後のこと

通夜・葬儀・告別式・お別れ会などの儀式をどうするか？

死装束をどうするか？

ペットより自分が先に亡くなったときのことを、考えておかなくちゃ

年金、保険、公共料金など、届出が必要な事柄を整理しておこう

参列して欲しい人はいるかな？

お坊さん、神父さん、神主さんに、来てもらいたいかな？

柩に入れたいものがあるか？

私に何かあったとき、誰に連絡してもらおうかな？

死後に届いた年賀状なんて返事しようかな？

食事やお返しの品をどうするか？



## 生きている間のこと

納骨はいつ頃にしようかな？

お墓の準備は大丈夫？

病名や余命の告知を受けたいか？

延命治療をどうするか？

どこで最期を迎えたいか考えておこう

お墓の管理はどうなる？

位牌、仏壇、掛け軸などをどうしよう？

自分でできなくなったら、毎日の身支度やお化粧を誰かしてくれるかな？

家の片づけ、中身は全部処分する？リサイクルもいいね

貴金属や、大切にしていた物をどうする？形見分けもしたいな

認知症になってしまっても、月に1回は天ぷらやステーキなど、ごちそうを食べたい！

判断力がないから、みっともない格好をしていてもいいなんてイヤ！



## ●サポート利用までの手順

### 1 資料請求

### 2 説明会・私のおぼえがき<sup>®</sup>講座参加 (要予約)

※外出が困難な場合は出張もできます。(別途費用がかかります)  
※契約を急ぐ場合はご相談ください。

### 3 お申込み

「生前契約申込書」「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付し  
**申込金50,000円**を納付してください。

### 4 個別面談 (要予約)

「私のおぼえがき<sup>®</sup>」を完成させます。**実印**をお持ちください。

### 5 公正証書契約準備

面談後、お気持ちが固まったら、各公証役場にりすシステムが連絡し、契約日時を予約します。  
**戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票(本籍地記載)**を提出ください。  
**分担金(法人の維持費)150,000円**を納付し、**預託金700,000円～**を預け入れてください。

### 6 公正証書による契約

各地の公証役場でりすシステムスタッフと公正証書契約の手続きをします。  
当日は**実印**と**公正証書作成費用約120,000円**をお持ちください。  
「**緊急連絡カード**」をお渡しします。外出時は携帯してください。



〈緊急連絡カード〉

※外出が困難な場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。  
(出張費がかかります)

# 利用開始

## ●契約完了までに必要な費用・預託金

申込金	50,000円	りすシステムと決済機構に申込みをするための金額です (内訳) { りすシステム 30,000円 { 決済機構 20,000円	お申込み時 お振込み
分担金	150,000円	りすシステムと決済機構の運営のためご負担いただきます	
預託金 (死後事務)	500,000円～	死後事務のために預けていただく金額です ・決済機構がお預かりし、死亡時まで保管します ・死亡保険金もご利用できます	公正証書 契約まで お振込み
預託金 (生前事務)	200,000円～	生前事務のために預けていただく金額です ・決済機構がお預かりします	
公正証書 作成費用	約100,000円	公証役場へお支払いいただく金額です	公正証書 契約当日 に現金 お支払い
	10,000 ～20,000円	遺言の立ち会いをする証人へお支払いいただく金額です	

※分担金や預託金は口座引き落としも可能です。

## ●年会費(申込金50,000円納付翌月以降に必要な費用)

年会費	12,000円 (1,000円/月)	りすシステムの運営のためご負担いただきます ・申込金納付の翌月以降ご負担いただきます	・毎年7月起算前払い ・年一括口座引き落とし
-----	-----------------------	-----------------------------------------------	---------------------------

## ●契約後、依頼する事務に応じて必要となる費用

サポート費用	1日(6時間程度): 2名対応15,000円・1名対応10,000円 半日(3時間以内): 2名対応 7,500円・1名対応 5,000円 +各支部からの往復交通費実費 ・現地までの移動時間は含みません・6時間を超えるサポートは追加費用がかかります
身元引受保証等事務手数料	入院・入居等身元引受保証の依頼: 5,000円/件 緊急連絡先の依頼: 3,000円/件
その他	・賃貸住宅や高齢者施設等の連帯保証を受託する際は、担保金として家賃や施設等へ支払う金額(月額)の3か月分程度が必要です ・家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就職した後、月額3,000円の任意後見人報酬が必要となります

※サポート費用や事務手数料は預託金(生前事務)からお支払いいただく他、口座引き落としも可能です。

※サポート業務はりすシステム監理のもと、必要に応じて協力団体に依頼します。

※預託金(生前事務)が10万円を下回った場合は、補充をお願いします。

※緊急通報装置等の設備が付帯していない住宅の身元引受保証人・連帯保証人および緊急連絡先の受託要件として、セコム株式会社等が提供する安否見守りサービスを導入することが必要です。

※お申込みの撤回や解約に伴う返金については20ページをご確認ください。

## 定期刊行物

〈生前契約申込みされた方へお届けします〉

### りす倶楽部

(年10冊発行)

各分野の専門家の方に寄稿いただく読み物、りすシステム支部活動記、各種イベントや相談会のスケジュール、イベントの写真、皆さんからのお便りなどを掲載しています。



### ARCO (アルコ) 通信

(季刊、年4冊発行)

りすシステム関連団体のイベント情報や報告記事を掲載しています。

※ARCO…スペイン語arcoiris「虹」が由来。

あの世とこの世の架け橋となるようにとの願いを込めています。



## 各種イベント・相談会

〈生前契約申込みされた方はどなたでも参加できます〉

### 利用者同士の交流会・親睦会

新年会、お花見、水彩展鑑賞会、各地の名所散策、ランチ会、お茶会など、バラエティに富んだ内容です。



### なんでも談話室 談話サロン

時間内なら出入り自由のオープンなおしゃべり、情報交換の場です。毎回、さまざまな話題で盛り上ります。

## 誕生日カード

## 確認シート

お誕生月に「誕生日カード」「確認シート」をお送りします。「確認シート」は、皆さんの近況や体調をお尋ねするシートになっていますので、皆さんからのご返信をお待ちしています。ご返信がなかったり、シートの内容で気になることがあれば、りすシステムからご連絡します。



### 法律相談

弁護士に相談できます。



### 暮らしのよろず相談会

住み替え、リフォーム、不動産売却、お墓のこと等のご相談をはじめ、日常の暮らしの中の、ちょっとした困りごとに、専門のスタッフがお答えします。



## 見守り訪問

〈公正証書契約が完了している方が対象です〉

「見守り訪問」を希望される方には、年1回、りすシステムのスタッフがご自宅などに訪問します。日々の暮らしでの困りごと、気になることなどご相談ください。見守り訪問のお申し出は、「誕生日カード」に同封している「確認シート」で申込みができます。見守り訪問は無料です。



### ニュージーランド 撒骨の旅

撒骨の旅を開催しています。



※利用者サービスは、事情により変更する場合があります。

# あなた（利用者）を支える 契約家族<sup>®</sup>（りすシステム）の姿

あなたを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割＝りすシステム



## NPOりすシステム

### ●組織の概要

1993年秋、生前契約は「Liss(りす)システム」(Living・Support・Service・システム)として産声をあげました。動機は『もやいの会』の会員から、葬儀など死後のこと、生前に必要な入院や、高齢者施設入居の保証人などを引き受けてほしい、という切実な要望があったからです。

創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、契約により行った仕事の確認とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月「りすシステム」は生前契約の受託機関としてNPOに組織変更しました。その結果、一段と活動の範囲も業務の質も向上し、今日に至っています。

【名称】特定非営利活動法人 りすシステム

【主たる事務所】東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

【本部】東京都千代田区九段北1丁目4番5-5階

【支部】札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分

【役員構成】代表理事：杉山 歩(理事9名) 監事：清水 勇男、岩下 宣子

### ●めざすもの

最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。2000年4月「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までの一貫したサポートができるようになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが安心して利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

### ●活動の内容と役割

1. これまで家族が担っていた、日々の暮らしの中で人が生きていくために自分ではできないことの支援
2. 高齢者施設や賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術立ち会い等の身元引受保証
3. 認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート(任意後見契約・法定後見人の受託)
4. 死後に発生するさまざまな仕事や事務処理の引き受け(葬儀の主宰や家族への支援を含む)
5. その他

### ●その他の活動(地球に恩返し森づくり事業部)

2009年以降、「地球に恩返し森」(大分県由布市庄内町)づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。



## りすシステム関連団体

### もやいの会

1990年設立。さまざまな事情で墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超え、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓「もやいの碑」を運営しています。生前から「死後のすみか」を同じくする人々の仲間づくりの活動をしています。

## 注意事項

### 【サポート開始時期について】

契約締結日より、各種サポートの利用が可能になります。

### 【解約・返金について】 ※かならずお読みください。

- (1) 申込金の入金日から14日以内に文書で申込撤回の通知をいただいた場合、申込金は全額返還致します。入金日から15日以降に申込撤回のお申し出があった場合は、申込金は返還致しかねます。なお、入金日から14日以内であったとしても、その時点までにかかった費用(出張面談をした場合の日当・交通費等)と、公証役場キャンセル料(発生した場合のみ)はご負担いただきます。
- (2) 公正証書契約に至る前に解約のお申し出があった場合、その時点までにかかった費用(出張面談をした場合の日当・交通費等)・公証役場キャンセル料(発生した場合のみ)・経過分の年会費月割額はご負担いただきます。その時点で預託金または分担金を納付済みの場合は、上記費用を差し引いた上で残金を返金致します。
- (3) (1)の14日以内・15日以降にかかわらず、公正証書契約完了後に解約となった場合、その時点の預託金残高から、公正証書契約解除に係る費用を差し引いた金額と、未経過の年会費月割額を返還致します。申込金・分担金は返還致しかねますのでご了承ください。なお解約時に預託金・分担金・年会費が未納付の場合は、分担金・公正証書契約解除に係る費用・経過分の年会費月割額を納付いただきます。

### 【サポートができない場合について】

#### 1. 預託金が不足した場合

- (1) 生前事務は預託金の範囲内で行います。そのため、ご希望するサポートが預託金の金額を超える場合はサポートができないか、または預託金の範囲内でのサポートになります。  
※生前事務のための預託金の金額が10万円を下回った場合には、ご連絡しますので補充をお願いします。
- (2) 死後事務は、私のおぼえがき®で決められた予算額の範囲で行います。預託金は、予算額の全額をお預かりするか、一部(50万円～)をお預かりするか決めていただきます。亡くなった時点での預託金残金の合計が予算額を下回った場合、公正証書遺言または死因贈与契約公正証書により、遺産から支払っていただきます。預託金が多い場合、予算額を超えた分は遺産となります。  
※万一、不足額の支払いを受けることが困難であると予想された場合は、預託金の範囲内で死後事務を行うことになります。

#### 2. 天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じた場合

天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じたとき、または、それらの事態が見られるとき。

### 【契約の解除について】

- (1) 利用者からの解除  
利用者は、生存中に限りご本人の意思でいつでも契約の解除をすることができます。ただし、解除には公証人の認証が必要です。(費用はご本人の負担となります)
- (2) りすシステムからの解除  
次の事態に至り、りすシステムが任意後見人になることが困難であるとき、または、その他やむを得ない事情があるときに限り、「決済機構」の同意を得たうえで契約を解除することができます。  
・利用者の判断力が著しく低下したと、りすシステムが判断し、利用者に速やかに医師の診断をうけるよう促したにもかかわらず、利用者が拒んだ場合  
・利用者自身または他人の生命、財産等に危害を及ぼしたり、危害を及ぼすおそれがあるとりすシステムが判断し、利用者の行為の制止や、利用者を保護しようとしたにもかかわらず、利用者が拒んだ場合  
・利用者がりすシステムの事業を著しく妨害し、その信用を棄損するような行為をした場合

### 【契約の終了について】

下記に該当する場合、契約は終了します。

- (1) 契約が解除されたとき
- (2) りすシステムが解散したとき
- (3) 利用者またはりすシステムが破産手続き開始決定を受けたとき
- (4) りすシステム以外の者が利用者の成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人に選任されたとき
- (5) 任意後見契約に関する法律の定めに従い、りすシステムが任意後見人を解任されたとき
- (6) 利用者が死亡したときは、生前事務委任契約および任意後見契約は終了し、死後事務委任契約の効力が発生します。

### 【契約が終了したときの返金について】

契約が終了した場合、以下の通り返金します。

- ・預託金の残余额
- ・未経過分の年会費

※公正証書を作成していた場合、公正証書契約の解除に伴う諸費用をご負担いただきます。

#### 暴力団等反社会的勢力排除宣言

りすシステムは、自立自戒・清廉潔白を旨として、地域社会に対してより一層の安全・安心を提供できるよう、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、一切の取引を行わず、それらの勢力からの不当な要求は断固拒絶するものとします。

# 全国に広がるりすシステムのネットワーク

**中国支部〈広島〉**  
 Tel 082-568-1585  
 Fax 082-568-1598  
 〒732-0052広島県広島市東区  
 光町2-4-4 セレニティ光601号  
 〈最寄駅〉 JR「広島駅」  
 新幹線口から徒歩 10分

**九州支部〈福岡〉**  
 Tel 092-738-2718  
 Fax 092-738-2719  
 〒810-0042福岡県福岡市  
 中央区赤坂1-12-2  
 赤坂高喜ビル401号  
 〈最寄駅〉 地下鉄空港線  
 「赤坂」駅 徒歩 3分

**大分支部〈大分〉**  
 Tel 097-538-6263  
 Fax 097-538-6267  
 〒870-0023大分県大分市  
 長浜町3-15-19  
 大分商工会議所ビル3階8号  
 〈最寄駅〉 JR「大分」駅より  
 バス 10分 バス停「舞鶴町」  
 下車 徒歩 3分

主たる事務所（登記住所）  
 〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 5-35-37

**西日本支部〈大阪〉**  
 Tel 06-6809-2289  
 Fax 06-6809-7790  
 〒530-0044大阪府大阪市北区  
 東天満1-10-14  
 MF南森町2ビル4階  
 〈最寄駅〉 地下鉄谷町線  
 「南森町」駅 徒歩 7分  
 JR東西線「大阪天満宮」駅  
 徒歩 4分

**四国支部〈松山〉**  
 Tel 089-933-5670  
 Fax 089-933-5685  
 〒790-0004愛媛県松山市  
 大街道3-5-4シャトー美紀303  
 〈最寄駅〉 伊予鉄道城南線  
 「大街道」駅 徒歩 10分

**北日本支部〈仙台〉**  
 Tel 022-797-2072  
 Fax 022-797-2073  
 〒980-0021宮城県仙台市  
 青葉区中央2-7-30 角川ビル606  
 〈最寄駅〉 JR「仙台」駅 徒歩 5分  
 「あおば通」駅 徒歩 3分  
 仙台市営南北線「広瀬通」駅  
 徒歩 2分

**本部・東日本支部〈東京〉**  
 Tel 0120-889-443  
 Fax 03-3511-3278  
 〒102-0073 東京都千代田区  
 九段北1-4-5  
 北の丸ガラスゲート5F  
 〈最寄駅〉 東西線・半蔵門線・都営  
 新宿線「九段下」駅  
 徒歩 3分  
 JR・東西線・南北線・有楽町線・大  
 江戸線「飯田橋」駅  
 徒歩 10分

**中部日本支部〈名古屋〉**  
 Tel 052-569-2254  
 Fax 052-569-2274  
 〒450-0002愛知県名古屋市  
 中村区名駅2-28-9  
 名駅ブライトビル503号  
 〈最寄駅〉  
 JR「名古屋」駅 徒歩 10分

**北海道支部〈札幌〉**  
 Tel 011-756-4165  
 Fax 011-756-4166  
 〒001-0024  
 北海道札幌市北区北二十四条  
 西3-1-7 商工センタービル6階  
 〈最寄駅〉 札幌市営地下鉄  
 南北線「北24条」駅 徒歩 1分

**西東京ブランチ〈埼玉〉**  
 Tel 03-5275-1311  
 Fax 04-2935-7480  
 〒359-0024 埼玉県所沢市  
 下安松443-32  
 〈最寄駅〉  
 JR武蔵野線「新秋津」駅  
 徒歩 10分  
 西武池袋線「秋津」駅北口  
 徒歩 10分

**りすセンター・新木場〈東京〉**  
**Aiセンター・新木場〈東京〉**  
 Tel 0120-373-959 (りすセンター)  
 Tel 0120-980-235 (Aiセンター)  
 Fax 03-3522-5677  
 〒136-0082  
 東京都江東区新木場4-6-13  
 〈最寄駅〉 有楽町線・京葉線・高速  
 りんかい線「新木場」駅より  
 バス 8分 バス停「東千石橋」  
 下車徒歩 5分

